

児童生徒に必要な総合的な指導を 持続的に行うために～勤務時間の上限を設定！

〈「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」～文部科学省～〉

平成 30 年 12 月 6 日、文部科学省は、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤 4 項目」以外の業務への対応も視野に入れた、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」を公表した。本ガイドラインへのパブリックコメントは 12 月 21 日まで受け付けている。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」の概要（全日教連要約・抜粋・試算）

〈本ガイドラインの対象者〉

- 「公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下：給特法）第 2 条に規定する義務教育諸学校等の教育職員

給特法の対象となっていない学校事務職員、栄養職員等については、法定時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36 協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される

〈勤務時間の上限の目安時間〉

（1）本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

- ・ 「超勤 4 項目」以外の業務が長時間化している実態を踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、外形的に把握（タイムカードの記録や電子計算機の使用時間の記録等）することができる時間
- ⇒ 基本的には、教師が校内に在籍している在籍時間を対象
 - ※ 校外の勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間 … 職務命令に基づく者以外も含めて外形的に把握し、対象として合算
 - ※ 各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算

（2）上限の目安時間

勤務を要する日の在籍時間について

- ① 条例等で定められた 1 日の勤務時間を超えた時間の 1 か月の合計が、45 時間を超えない
- ② 条例等で定められた 1 日の勤務時間を超えた時間の 1 年間の合計が、360 時間を超えない

【試算】

1 か月の勤務日（20 日）を基準とした場合

1 日当たりの時間外勤務の上限の目安

①の条件より

$$45 \text{ 時間} \div 20 \text{ 日} = 2 \text{ 時間 } 15 \text{ 分}$$

年間授業日数（200 日）を基準とした場合

1 日当たりの時間外勤務の上限の目安

②の条件より

$$360 \text{ 時間} \div 200 \text{ 日} = 1 \text{ 時間 } 48 \text{ 分}$$

⇒ 条件①のみで勤務していくと、条件②の年間 360 時間を超えるので注意が必要

（3）特例的な扱い

児童生徒等に係る臨時的な特別な事情[※]により勤務せざるを得ない場合

（※）…考えられる臨時的な特別な事情は、いじめ防止対策推進法に規定される「重大事態」等

- ① 条例等で定められた 1 日の勤務時間を超えた時間の 1 年間の合計が、720 時間を超えない。この場合においては、1 日の勤務時間を超えた時間の 1 か月の合計が 45 時間を超える月は、1 年間に 6 月まで
- ② また、1 か月の在籍等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が 100 時間を超えないようにするとともに、連続する複数月（2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月）のそれぞれの期間について、各月の勤務時間の総時間を減じた 1 か月当たりの平均が、80 時間を超えない

考えられる勤務例（全日教連作成）

年度始めなので、上限いっぱいの45時間の時間外勤務

いじめ事案が発生。特例的な扱いの条件②より、100時間の時間外勤務

引き続きいじめ事案に対応。（特例的な扱いの条件②より、5月、6月の平均が80時間になるように勤務）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
時間外勤務時間	45時間	100時間	60時間	50時間	0時間	60時間

引き続き、いじめ事案への対応。夏期休業中は定時出退勤を心掛け、時間外勤務を50時間に

夏期休業中は定時出退勤を心掛け、時間外勤務を0時間に

いじめ事案被害生徒の「夏期休業明けが不安」という声に対応し、60時間の時間外勤務

自己の勤務時間管理を見直し、時間外勤務を42時間に抑制

いじめが疑われる事案が発生。その対応のために、時間外勤務が60時間

冬期休業中は定時出退勤を心掛け、時間外勤務を45時間に

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間外勤務時間	42時間	60時間	45時間	48時間	45時間	45時間

いじめに起因する不登校生徒への対応で、放課後の家庭訪問を実施。時間外勤務が48時間

1月までに45時間を超える月が6月ある。よって、2月、3月については、特例的な扱いの条件①「45時間を超える月は、1年間に6月まで」により、時間外勤務できる時間は45時間となる

【1年間の総時間外勤務】
600時間

特例的な扱いの条件①

「720時間を超えない」をクリア

〈実効性の担保〉

- 服務監督権者である教育委員会は、以下の取組を進める
 - ① 所管内の公立学校児湯死の勤務時間の上限に関する方針等の策定
 - ② 方針の実施状況を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための取組を実施
 - ③ 人事委員会と方針等についての認識を共有し、連携を強化
- 文部科学省及び、教育委員会は以下の取組を進める
 - ・ 本ガイドラインや方針等を、保護者や地域住民等に広く周知（バッファとしての役割）
- 文部科学省は、以下の取組を進める
 - ・ 既存の調査等を活用しつつ、適宜、各教育委員会の取組状況を把握し、公表

〈留意事項〉

- 上限の目安時間迄勤務することを推奨する趣旨ではない
- 学校や教師に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならない
- 校外の勤務時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測する
- 教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守する
- 虚偽の記録を残すことがあってはならない
- 自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける

※ 本ガイドライン（案）の詳細なPDF版につきましては、右のQRコードまたは、下のURLからアクセスできます。是非御覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/siryu/1411603.htm



本ガイドラインは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年7月公布）」等、政府全体の動向も踏まえつつ制定されるもので、中央情勢報告No22でも取り上げた「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方を見直すための方策の一環である。

全日教連は、勤務の上限を定めることが、児童生徒に必要な総合的な教育を持続的に行うために、そして、教師の健康及び福祉を確保するために必要であると考え、各単位団体と連携しながら、現場の声を収集し、今後パブリックコメント等において、より現場にフィットしたガイドラインとなるように提言していく。